

エコフィード利用畜産物認証制度実施の手引き



平成 25 年 4 月 1 日 版

(公益社団法人 中央畜産会)

エコフィールド利用畜産物認証制度実施の手引き

目 次

I	はじめに	1
	1. エコフィールド利用畜産物認証制度の特色等	
	(1) エコフィールド利用畜産物認証制度の設立経緯と目的	
	(2) エコフィールド利用畜産物認証制度の特色	
	2. エコフィールド利用畜産物認証制度の業務実施体制	
II	エコフィールド利用畜産物認証の要件	3
	1. 認証の対象等	
	2. 認証の基準	
	3. 認証の申請者等	
III	エコフィールド利用畜産物認証の手続き	7
	1. 認証までの流れ	
	2. 申請書類等	
	3. 認証までに要する標準期間	
	4. 認証等に係る経費	
IV	認証後の留意事項等	9
	1. 商標の利用及び認証マークの表示等	
	2. 定期報告及び立入調査	
	3. 認証の有効期間	
V	用語の定義	11
VI	Q & A	26
VII	エコフィールドの商標及び認証マークの利用に関する許諾契約書	35

I はじめに

1. エコフィールド利用畜産物認証制度の特色等

(1) エコフィールド利用畜産物認証制度の設立経緯と目的

限りある資源を節約し、ものを無駄にしない資源循環型社会の形成に寄与するために、食品の製造工程で発生する食品製造副産物や未利用食品等（食品循環資源）を加工して牛、豚、鶏等の飼料として利用する取組みが進んでいます。これら食品副産物や未利用食品を利用した飼料は、安全性の確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各工程における管理の基本的な対応策を示したガイドラインが農林水産省から示され、それに則って製造されています。

また、平成21年3月からは、このガイドラインへの適合という条件や、一定以上の食品製造副産物や未利用食品等の利用条件を満たした飼料をエコフィールドとして認証する制度（エコフィールド認証制度）が開始されました。

そして今般、より一層食品循環資源の利活用を推進するために、認証されたエコフィールドを給与して生産された牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵などの畜産物およびその加工品を「エコフィールド利用畜産物」として認証することにより、消費者の方々にエコフィールドを通じた資源循環型畜産への取組みを理解して頂き、さらなるエコフィールドの利用拡大を図ることを目的として、「エコフィールド利用畜産物認証制度」が開始されました。

(2) エコフィールド利用畜産物認証制度の特色

本認証制度は、認証エコフィールドを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品について、一定の基準を満たしたものを「エコフィールド利用畜産物」として認証し、消費者の方々にエコフィールドを通じた資源循環型畜産への取組みを理解して頂き、エコフィールド利用畜産物の製造、流通、販売、消費をより進展させようとするものです。その特色は次のとおりです。

第1に、本認証制度はエコフィールドの認証制度を前提にしたものです。先に述べたとおり本認証制度では、認証エコフィールドを給与した家畜から得られた畜産物等を認証の対象とするものだからです。このエコフィールド認証制度は、エコフィールドの安心かつ安定的な利用が確保されることにより、エコフィールドの利用普及を図ること等を目的として創設されたものです。現在認証件数は増加しつつありますが、今後この制度を活用して認証エコフィールドの件数や一件あたりの使用量を増加させることが我が国畜産の安定的発展に寄与する上で極めて重要です。このために

は、エコフィード原料供給者、飼料化業者、畜産経営者というエコフィードの製造、給与段階の関係者だけでなく、食品製造業者、食品流通業者、販売業者、そして消費者というエコフィード利用畜産物の製造、流通、販売、消費段階の関係者が、「食品循環資源は人の食品（畜産物）を生産する家畜の飼料を製造するための原料である」との共通認識の下に密接に連携し、安全で一定の品質のものを安定供給する措置を整備する必要があります。畜産物の製造、流通、販売、消費の各段階の関係者がエコフィード利用畜産物をより一層製造、流通、販売、消費することにより、エコフィードの更なる利用普及を図る本制度は、正しくこの措置に対応するものです。

第2に、本認証制度は、資源循環型社会の形成に貢献するものです。地球規模での資源制約時代を迎えつつある中で、エコフィードの製造、給与段階だけでなく、エコフィード利用畜産物の製造、流通、販売、消費の関係者が、一定の共通認識の下に密接に連携し、エコフィードやエコフィード利用畜産物の利用推進の取り組みを行うことは、一つのリサイクル・ループ（資源再生のための円環）を形成することにつながります。即ち、食品循環資源を飼料（エコフィード）にして、畜産経営、食品製造業者等が畜産物及びその加工食品（エコフィード利用畜産物）を生産・製造しそれを再び販売業者、消費者が購入する仕組みを形成することです。

本制度はこの仕組みを構築することを通じて資源循環型社会の形成に貢献するところが大きいと考えられます。

第3に、これは第1及び第2とは違った観点からですが、本認証制度は、認証を受けようとする方々の利便を図るため、その内容や手続きについて出来る限り簡素化・簡便化したものです。

本制度の認証対象は、エコフィード利用畜産物ですが、生鮮食品から加工食品まで種類として多岐にわたるとともに、商品ということになるとさらに細分化され数的に多くなります。また、認証の申請主体も生産・製造から流通・販売まで多数の者に上ります。そして、これらの対象と申請主体の組み合わせを考えると認証件数がかなり増えることが懸念されます。このため、本制度では、商品群ベースの包括的な認証とすること等により認証件数をむやみに増やさないようにしています。

また、認証申請の手続き面では、できる限り書類審査によるものとし、簡素かつ低廉なものにしています。

これらの措置により、本認証制度を利用する皆様の申請手続きにかかる煩雑さをできるだけ回避し、不便をお掛けしないようにしています。

2. エコフィード利用畜産物認証制度の業務実施体制

(1) 公益社団法人中央畜産会 (<http://jlia.lin.gr.jp/>)

本制度の認証機関を運営する実施主体です。会内に外部学識経験者等から構成されるエコフィード利用畜産物認証運営委員会を設置し、認証の申請がされた内容の審査や本制度の運用に係る事項の決定等を行います。また、会では、エコフィード製造事業所の情報を提供するとともに、畜産経営者の技術の向上と畜産経営の安定を図るための指導団体として、経営指導をはじめ、資金の供給、情報の提供、畜産に関する諸調査、出版活動など、畜産の幅広い分野で活動しています。

(2) 公益社団法人配合飼料供給安定機構 (<http://mf-kikou.lin.gr.jp/>)

エコフィード (ECOFEED) の商標を所持する機関で、食品循環資源の飼料化に関する情報の収集及び提供等を行っています。

また、配合飼料の価格安定に関する業務、飼料穀物の備蓄に関する業務、飼料の需給及び価格の動向に関する調査に係る業務等を行うことにより、飼料の安定供給に貢献しています。

(3) 一般社団法人日本科学飼料協会 (<http://kashikyo.lin.gr.jp/>)

エコフィード認証制度の認証機関です。実際のエコフィード認証は、平成21年3月から開始しておりますが、認証の前提となる「安全の確認」は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp>) が安全の確認を行った飼料について申請することが出来る仕組みとなっております。

また、協会では、科学飼料を合理的、経済的に活用して、「安全で高品質な飼料」を製造・供給するための試験研究、技術の向上及び普及と、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等を遵守し、徹底するための事業を行うことにより「優良な畜産物」の生産と飼料業界の健全な発展に貢献しています。

II エコフィード利用畜産物認証の要件

1. 認証の対象等

- (1) 認証の対象となるのは、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品です。ここで畜産物とは家畜から得られた食用に供される生産物の総称をいい、生鮮品だけでなく、一次加工品や二次加工品も含んだものです。代表的な品目をあげれば、生鮮品にあっては牛肉・豚肉、生乳、鶏卵等であり、一次加工品にあってはハム・ソーセージ、バター、チーズ、ゆで卵等であり、二次加工品にあってはハンバーグ、アイスクリーム、オムライス等ですが、この他にも家

畜から得られた食用に供されるものであれば広く含まれます。

このように畜産物の範囲が広いことから、認証の対象もかなり広範囲のものになります。

認証を受けようとする場合には、実施要綱別紙様式1号の別添1の1にエコフィード利用畜産物の名称等を記載して頂きます。

- (2) このエコフィード利用畜産物及びその加工食品を認証申請する場合に、1件当たりの「申請単位」は、個別の商品ごとではなく、畜産物及びその加工食品の商品群ごととします。具体的には「〇〇ソーセージ」「△△ソーセージ」等の商品名ではなく、「ソーセージ」で認証申請することとなります。個々の商品ごとに申請する場合、商品ごとでは多数となるうえに、商品のライフサイクルが短いことが多いため、申請者にとって短期間に多くの件数の申請を必要とする事態が生じかねません。商品群ごとに申請して頂くのは、このような事態を回避するためです。
- (3) なお、エコフィード利用畜産物又はその加工食品を認証した場合に、当該エコフィード利用畜産物を利用した商品の容器、包装、納品伝票、商品のカタログ等（以下「容器等」といいます。）にもエコフィードの商標や認証マークを貼付できることとされています。（実施要綱第3の（1）及び（3））。これらの商品自体は認証エコフィード利用畜産物ではありませんが、商標やマークを貼付できる点において、認証エコフィード利用畜産物と同様の扱いをするものです。本来であれば、これらの商品についても個別に認証申請して頂くこととなりますが、申請が煩瑣となる一方で、認証エコフィード利用畜産物を利用した商品であること（即ち、当該認証エコフィード利用畜産物の延長線上にあるものです。）から、認証申請しなくても認証エコフィード利用畜産物並みの取り扱いをするものです。

2. 認証の基準

- (1) 生産段階におけるエコフィードの製造保管及び使用等について、食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン（平成18年8月30日付18消安第6074号）を遵守していること。
- ・ 本認証制度では、認証を受けたエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を認証の対象としていることから、エコフィードの製造等に関するガイドラインの遵守は、エコフィードの認証の際に確認済みです。したがって、ここでは、主に当該ガイドラインの第5の2及び3（農家における保管及び使用）の規定が遵守されていることが基準となります。
 - ・ 確認事項としては、①保管にあつては、密閉容器での保管、②使用に

あつては、使用の制限、使用上の注意事項、生残飯の取り扱い、帳簿の記載等があります。

- 具体的な確認方法としては、申請時に実施要綱別紙様式第1号の添付1の2を提出して頂き、運営委員会において、保管及び使用状況等の内容が適当であることを審査確認します。また、必要に応じ、申請に係る関係施設等へ立入調査を行うことにより確認します。

(2) 実施要綱第4の(1)の②のエコフィード給与計画がこれまで蓄積された知見や給与試験等の結果に基づき、エコフィードが給与されていることが確認出来ること。

- この基準の充足の確認にあつては、実施要綱別紙様式第1号の別添1の3のA又はBの給与計画書が運営委員会による審査時の基礎資料となります。
- 「これまでに蓄積された知見や給与試験等の結果」とは、申請者及び当該申請者の申請に係る生産者以外の者であつて専門的知識を有するものが記述し、又は試験を実施した結果をいい、具体的には農協等が作成した飼養管理マニュアル等も含まれます。
- また、「これまでに蓄積された知見や給与試験等の結果等に基づき、適正に立案されていること」の定めの一つとして、給与期間に関する判断基準は、次のとおりです。
 - ア. 食肉を生産する場合にあつては、全飼養期間（生まれてからと畜場への出荷まで）のおおよそ3分の1以上の期間、認証エコフィードを給与すること。

イ. 乳又は卵を生産する場合にあつては、乳又は卵が生産されるおおよそ10日前から認証エコフィードを給与すること。ただし、乳にあつては、分娩直前に飼料成分を変更することが家畜に悪影響を与えると判断される場合には、初乳の搾乳後からとする。

- 「計画に基づきエコフィードが給与されていること」については、申請直近の給与実績を申請書に添付して頂き、これと計画内容とを対比することにより、審査・確認します。

(3) エコフィード利用畜産物認証を受けようとする商品が実施要綱第4の(1)の①の商品概要書に基づき、製造されており、当該商品にエコフィード利用畜産物が使用されていることが確認できること。

- この基準において、「商品」とは、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品をいいます。

具体的な確認方法としては、①当該商品が、提出された商品概要書の内容に合致していること、②当該商品にエコフィールド利用畜産物が含まれていること（当該商品がエコフィールド利用畜産物そのものであることを含みます。）を実施要綱別紙様式第1号の別添1の4の商品概要書により確認します。また、必要に応じ、申請に係る関係施設等へ立入調査を行うことにより、確認します。

(4) エコフィールド利用畜産物の認証を受けようとする商品ごとに他の商品と区分され、その生産から流通、販売に至るまでの間の流通ルートが特定されていることが確認できること。

- ・ この基準においても、「商品」とは、エコフィールドを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品をいいます。
- ・ 「生産から流通、販売に至るまでの間の流通ルートが特定されている」とは、生産・製造、流通及び販売の各段階で、具体的には、次のような形態となっていることをいいます。

① 生産段階

食肉にあつては、エコフィールド給与の家畜のロットを他のロットと隔離して出荷・と畜すること、生乳にあつては、バルククーラーや集乳車を専用にして集乳し、貯乳タンクも独立して利用していること等。

② 製造段階

工場等での処理、製造ラインを分離していること、同一の処理、製造ラインであっても処理、製造する時間帯を分けて処理・製造していること等。

② 流通段階

エコフィールド利用畜産物等であることを判明する表示を付した小分け用の箱等に入れて、流通させること。

配送伝票等により、エコフィールド利用畜産物等であることが確認できる体制を作っていること等。

③ 販売段階

エコフィールド利用畜産物等であることが判明する表示を付した販売用トレイ等に入れて販売すること、他の畜産物及びその加工品と区画を分離して置くこと等

- ・ 確認方法としては、上記の「流通ルートの特定」の状況を実施要綱別紙様式1号の別添1の5の「生産から流通販売の特定状況について」の書面により確認します。また、必要に応じ、関係施設等へ立ち入り調査を行うことにより、確認します。

3. 認証の申請者等

(1) 本認証に申請できる者は、畜産物又はその加工食品を販売する者又は製造販売を委託する者とされています（実施要綱第6の(1)）。

畜産農家、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食産業者等が販売する場合には、これら全ての者を幅広く含みます。

また、「製造・販売を委託する者」とは、自らは製造・販売はしないものの、第三者（例えば農協）に製造・販売を委託する者（例えば畜産農家）のことをいいます。いずれにしても本制度では、幅広い者が認証の申請者になることができますようにしています。

(2) なお、Ⅱの1の(3)で説明したことと関連しますが、認証エコフィード利用畜産物を利用した商品の生産から加工・販売に係る者は、認証申請者でなくても、これらの商品の容器等にエコフィードの商標やマークを貼付することができます。当該商品が認証エコフィード利用畜産物を利用した商品であれば、当該商品に係るエコフィード利用畜産物の認証を申請した者が一括して許諾契約を締結するようにしました（実施要綱第3の(1)）。

Ⅲ エコフィード利用畜産物の認証の手続き

1. 認証までの流れ

エコフィード利用畜産物の認証までの手続きの流れは、以下のとおりです。

ステップ1 申請

以下の書類を添えて中央畜産会宛に郵送してください。

認証を受けようとする商品に関する書類

エコフィードの保管及び使用に関する書類

エコフィード給与計画書

商品概要書

生産から流通・販売の特定状況に関する書類

ステップ2 エコフィード利用畜産物認証運営委員会による審査

提出された書類に基づいて、認証の適否を審査します。その際、場合によっては、追加資料の提供や認証運営委員会による現地調査（記録文書類の確認、施設への立ち入り、職員へのヒアリング等）が必要になる場合があります。

ステップ3 商標及び認証マークの利用に関する許諾契約の締結

認証運営委員会において認証が可とされたエコフィード利用畜

産物及び当該エコフィード利用畜産物を利用した商品について、公益社団法人中央畜産会との間でエコフィード利用畜産物の商標及び認証マークの利用に関する許諾契約を締結して頂きます。締結と同時に、認証料金等の請求書を発行しますので、指定口座にご入金下さい。

ステップ4 認証書の交付

エコフィード利用畜産物及び当該エコフィード利用畜産物を利用した商品は、認証書の発行日以降、エコフィードの商標及び認証マークを利用することができます。

2. 申請書類等

認証申請書（13ページを参照。）に以下の書類（その詳細及び記載例は14ページ以下を参照。）を添えて公益社団法人中央畜産会宛に申請してください。

(1) 認証を受けようとするエコフィード利用畜産物について（実施要綱別紙様式1号、別添1の1）

ア. 商品

- ① 利用畜種（牛、豚、鶏、山羊、羊等の別）
- ② 利用した畜産物の種類（肉、内臓等、乳、卵の別）
- ③ 商品の名称（ハム、ソーセージ、牛乳、チーズ、マヨネーズ、ステーキ、ハンバーグ、チーズグラタン、オムレツ等）

イ. 給与したエコフィードの認証番号（〇〇認証第〇号）

ウ. 製造・販売計画（日産、月産／個、kg）

(2) 農家における認証エコフィードの保管及び使用状況（実施要綱別紙様式1号、別添1の2）

(3) 当該商品の畜産物生産に係るエコフィード給与計画書（実施要綱別添1の3のA、B）

- ① エコフィードを給与する家畜の月齢又は日齢
- ② 家畜への給与期間
- ③ 1日1頭あたりの飼料給与量と認証エコフィードの給与量
- ④ 認証エコフィードの成分表
- ⑤ 参考となる給与試験結果（ある場合）等

(4) 商品概要書（実施要綱別紙様式1号、別添1の4）

販売する商品名とエコフィード利用畜産物以外の原材料の利用割合及び加工又は調理の方法を記載したもの。複数の商品を申請する場合

は別添 1 の 4 の記載例を参考にしてください。

(5) 生産から流通・販売の特定状況（実施要綱別紙様式 1 号、別添 1 の 5）

① 商品の流通経路図（別添 1 の 5 の図（例）参照）

② 生産から加工・販売にかかる生産者、事業者等の住所、氏名、名称
連絡先

（流通経路図にある拠点毎の責任者の名称と電話番号等を記載する。）

③ 流通に係る契約等の締結状況（リサイクルループ、流通ルートにかかる相互間の契約書又は全体で連記した契約書も若くは覚書等の写し）又は流通ルート・区分の特定の仕方

3. 認証までに要する標準期間

申請書を受理してから、認証書（又は認証拒否書）が交付されるまでは、2ヶ月程度を予定しています。ただし、申請の内容や、販売商品の数等により多少遅延する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 認証等に係る経費

(1) 申請料金

商品数にかかわらず 20,000 円（消費税別）

(2) 認証料金

1 商品の基本料金：50,000 円（消費税別）

2 商品以上：基本料金に加えて 1 商品追加毎に 10,000 円
（消費税別）追加

(3) 更新料金

1 商品の基本料金：30,000 円（消費税別）

2 商品以上：基本料金に加えて 1 商品追加毎に 3,000 円
（消費税別）追加

IV 認証後の留意事項等

1. 商標の利用及び認証マークの表示等

(1) エコフィード利用畜産物の認証を受けた者は、エコフィードの商標を利用すること及び容器等に認証マークを貼付することについて中央畜産会と契約を締結いたします。これによって、当該畜産物及び当該畜産物利用商品の容器等にエコフィードの商標及び認証マークを貼付することが出来ます。

(2) 商標の利用

商標の利用とは、認証を受けたエコフィード利用畜産物に「エコフィード（E C O F E E D）」という名称を利用することを可能とするもの

です。

(3) 認証マークの表示

認証マークは、以下のとおりとし、エコフィールド利用畜産物又はそれを使用した商品の容器等に表示できることとなります。

利用畜産物の表示例

加工食品又は商品の表示例

23利畜認証第●号

23利畜認証第●号



この商品にはエコフィールド利用畜産物を〇〇%以上使用しています。

又は、この商品に使用されている□□（当該商品の原材料の一部）にはエコフィールド利用畜産物を〇〇%以上使用しています。

注1. 認証マークは緑色（別に定める認証マーク使用マニュアルのカラー規定に準じる）とします。ただし、容器の色により判読しにくい場合には、認証マーク使用マニュアルのカラーリングに従ってください。

注2. 認証マークは、縦横の長さを同一の比率で拡大・縮小し活用できます。

(4) 認証番号の表示

認証マークの上部（枠外）には、当該エコフィールド利用畜産物の認証書に記載した認証番号を表示してください。

(5) エコフィールド利用畜産物又はエコフィールド利用畜産物を利用した商品への使用割合の表示

エコフィールド利用畜産物又はエコフィールド利用畜産物を利用した商品の容器等に認証マークを表示する場合、使用されたエコフィールド利用畜産物の名称等と原料としての使用割合を表示するものとします。ただし、使用割合が100%である場合に限り、使用割合の表示を省略す

ることが出来ます。

なお、商標及び認証マークについては、必ずしも利用表示をしなくても結構です。しかし、販売した相手が、どのような利用畜産物を使用しているかを確実に把握できるよう、エコフィード利用畜産物の認証番号については、必ず表示するようにしてください。

2, 定期報告及び立入調査

(1) 定期報告について

認証販売者等（実施要綱第9の(1)に定める「認証販売者等」をいいます。）は、毎年度のエコフィード利用畜産物の製造・販売等状況を中央畜産会に報告しなければなりません。報告の期限は翌年度の4月末日までとしており、報告の様式は実施要綱別紙様式5号のとおりです。なお、認証制度を円滑かつ的確に進める上で、報告内容以外にも、書類の提出を求めることがあります。

(2) 立入調査について

エコフィード利用畜産物認証運営委員会は、本制度の適正な運用を行うため、必要に応じて、認証施設に対し立入調査を行います。立入調査を明確な理由なく拒否した場合には、認証の取消しもあり得ますので注意してください。

なお、立入調査は、エコフィード利用畜産物認証運営委員会の委員1名及び事務局1名の計2名で実施し、立入調査実施の1週間前までに認証販売者等宛に通知します。立入調査は1日程度を目途に行い、調査費用は30,000円（旅費実費請求、また、宿泊が必要な場合には、別途請求させていただきます。）を請求させていただきます。

3, 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年間です。更新をされる方は、認証の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、更新の申請をしてください。

V 用語の定義

(1) エコフィード

エコフィード（ECOFEED）とは、エコロジー（ecology、人間と自然との調和）ならびにエコノミー（economy、節約）を表すエコ（eco）と、家畜用飼料のフィード（feed）を併せた造語で、食品循環資源を原料として加工処理された、または、そのまま利用される食品循環資源利用飼料を指します。

エコフィード認証制度では、実施要綱に基づいて認証された食品循環資源について、「認証エコフィード」としています。

エコフィード（ECOFEED）は、平成 19 年 6 月に商標登録されています（登録番号：第 5054512 号、区分：第 31 類飼料、商標権者：公益社団法人配合飼料供給安定機構）。

（2）エコフィード利用畜産物

認証エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を指します。

（3）食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン

食品循環資源を利用して製造される食品循環資源利用飼料の安全性の確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各過程において必要な管理の基本について農林水産省が平成 18 年に通知した「食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン（平成 18 年 8 月 30 日付、農林水産省・安全局長通知、18 消安第 6074 号）」を指します。

○認証申請書様式

別紙様式1号【申請】

平成 年 月 日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

エコフィールド利用畜産物認証申請書

エコフィールド利用畜産物認証制度実施要綱第4の(1)の規定に基づき、下記のとおりエコフィールド利用畜産物認証を受けたいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- 1 認証を受けようとするエコフィールド利用畜産物について
別添1の1のとおり
- 2 農場における認証エコフィールドの保管及び使用状況
別添1の2のとおり
- 3 エコフィールドの給与計画
別添1の3のA又はBのとおり
- 4 商品概要書
別添1の4のとおり
- 5 生産から流通・販売の特定状況について
別添1の5のとおり

別添 1の1

認証を受けようとするエコフィード利用畜産物について

▽(1) エコフィード利用畜産物

利用畜種

利用した畜産物の種類

商品の名称

▽(2) 給与した認証エコフィードの認証番号
〇〇認証第〇〇号及び購入伝票(写)

▽(3) 製造・販売計画(日産、月産/個、kg)

製造計画	日産	個、kg
	月産	個、kg

販売計画	日産	個、kg
	月産	個、kg

別添 1の1

記載例

認証を受けようとするエコフィード利用畜産物について

① エコフィード利用畜産物

利用畜種 牛、豚、鶏等の別

利用した畜産物の種類

肉、乳、卵等の別

商品の名称

一般的な商品名等

一次加工品 ハム、ソーセージ、バター、チーズ、ゆで卵等

二次加工品 ハンバーグ、アイスクリーム、オムライス等

② 給与した認証エコフィードの認証番号

〇〇認証第〇〇号 及び購入伝票(写)

③ 製造・販売計画(日産、月産/個、kg)

製造計画 日産 個、kg
月産 個、kg

販売計画 日産 個、kg
月産 個、kg

別添1の2

農場における認証エコフィード及び飼料の保管並びに使用状況

生産農家

住所

氏名

食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドラインの遵守状況を報告します。

ガイドラインの規定	遵守状況
<p>1 保管 カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため、紙袋、トランスパック等密閉容器で保管している。</p> <p>2 使用 (1) 使用の制限 哺乳動物由来たん白質等を含む飼料(乳及び卵に由来するものは除く)は、豚又は家きんに以外に使用してはならない。</p> <p>(2) 使用上の注意事項 搬入された飼料は、速やかに使用する。また、食塩、硫酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用する。</p> <p>(3) 生残飯の取り扱い 生肉等が混入している可能性のあるものは、70℃、30分以上又は80℃、3分以上加熱処理した後に使用する。なお、生肉等が混入している可能性がない場合においても病原微生物汚染を防止する観点から必要に応じて適切な温度で加熱して使用する。</p>	<p>保管状況</p> <p>使用の状況</p> <p>使用の状況</p> <p>生残飯は使っている 生残飯は使っていない</p> <p>(使っている場合は) 加熱温度・時間</p>

別添1の2
記載例
農場における認証エコフィード及び飼料の保管並びに使用状況

生産農家

住所

氏名

食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドラインの遵守状況を報告します。

ガイドラインの規定	遵守状況
<p>1 保管 カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため、紙袋、トランスバック等密閉容器で保管している。</p> <p>2 使用 (1) 使用の制限 哺乳動物由来たん白質等を含む飼料(乳及び卵に由来するものは除く)は、豚又は家きんに以外に使用してはならない。</p> <p>(2) 使用上の注意事項 搬入された飼料は、速やかに使用する。また、食塩、硫酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用する。</p> <p>(3) 生残飯の取り扱い 生肉等が混入している可能性のあるものは、70℃、30分以上又は80℃、3分以上加熱処理した後に使用する。なお、生肉等が混入している可能性がない場合においても病原微生物汚染を防止する観点から必要に応じて適切な温度で加熱して使用する。</p>	<p>保管状況 トランスバックに入れ、又は飼料タンクに入れて保管し、倉庫の入り口には防鳥ネットを設置している。</p> <p>使用の状況 B 飼料を豚に給与 A 飼料を牛に給与</p> <p>使用の状況 生残飯は使っている 生残飯は使っていない (使っている場合は) 加熱温度・時間 〇〇℃30分間加熱し、冷却後、エコフィードや配合飼料と混合して給与。</p>

エコフィード給与計画書
(エコフィード利用畜産物が牛肉等の場合)

申請者 住所 _____
氏名 _____

家畜の種類	畜産物の利用方法		出荷月齢(日齢)			
飼料給与をする時期						
飼料給与量 (乾物換算重量で記載)	〇〇用		〇〇用		〇〇用	
	家畜の月齢(日齢)		家畜の月齢(日齢)		家畜の月齢(日齢)	
	飼料の名称	給与量	飼料の名称	給与量	飼料の名称	給与量
	認証エコフィード		認証エコフィード		認証エコフィード	
	その他飼料		その他飼料		その他飼料	
	合 計		合 計		合 計	

注: 〇〇用には、子畜用、繁殖豚・牛用、肥育前期・後期用等の記載をしても良い。

給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添1の3のB

エコフィード給与計画書
(エコフィード利用畜産物が生乳、卵の場合)

申請者 住所

氏名 _____

家畜の種類		畜産物の利用方法	
認証エコフィード給与の開始時期	搾乳・採卵の 日前から(原則は10日前から)		
飼料給与の内容			
	飼料の名称	給与量	備考
飼料給与量 (乾物換算重量で記載)	認証エコフィード		
	その他飼料		
		合計	

注: 給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添1の3のA
記載例

エコフィード給与計画書
(エコフィード利用畜産物が牛肉等の場合)

申請者 住所 _____

氏名 _____

記載例

家畜の種類	肉用牛		畜産物の利用方法	牛肉販売		出荷月齢(日齢)	28ヶ月
飼料給与をする時期							
飼料給与量 (乾物換算重量で記載)	〇〇用		〇〇用		〇〇用		
	家畜の月齢(日齢)		家畜の月齢(日齢)		12~24	家畜の月齢(日齢)	
	飼料の名称	給与量	飼料の名称	給与量	飼料の名称	給与量	
	認証エコフィード		認証エコフィード 豆腐粕 ケール搾粕 リンゴジュース粕	20%(kg)	認証エコフィード 豆腐粕 ケール搾粕 リンゴジュース粕	10%(kg)	
	その他飼料		その他飼料 圧片とうもろこし ふすま 大豆粕 米糠 イタリアンライグラス 麦ストロー ホールクロップサイレージ 稲ワラ	80%(kg)	その他飼料 圧片とうもろこし ふすま 大豆粕 米糠 イタリアンライグラス 麦ストロー ホールクロップサイレージ 稲ワラ	90%(kg)	
	合計		合計	100%(kg)	合計	100%(kg)	

注: 〇〇用には、子畜用、繁殖豚・牛用、肥育前期・後期用等の記載をしても良い。

給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添1の3のB
記載例

エコフィード給与計画書
(エコフィード利用畜産物が生乳、卵の場合)

申請者 住所

氏名

記載例

家畜の種類	採卵鶏	畜産物の利用方法	卵販売
認証エコフィード給与の開始時期	搾乳・採卵の 10 日前から(原則は10日前から)		
飼料給与の内容			
	飼料の名称	給与量	備考
飼料給与量 (乾物換算重量で記載)	認証エコフィード 菓子屑 豆腐粕 食用油	5%(kg)	
	その他飼料 とうもろこし マイロ 大豆油粕 菜種油粕 グルテンミール 魚粉	95%(kg)	
		合計 100%(kg)	

注: 給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添 1の4

商品概要書

申請者 住所 _____
 氏名 _____

1 エコフィード利用畜産物の名称

(1) 商品の原材料表示

エコフィード利用畜産物の割合

(2) 加工又は調理の方法

2 エコフィード利用畜産物を利用した商品

販売者氏名 A	住所	連絡先
販売する商品名		
加工・調理の方法		
原材料表示の方法		
販売者氏名 B	住所	連絡先
	販売する場所	
販売する商品名		
加工・調理の方法		
原材料表示の方法		
販売者氏名 C	住所	連絡先
	販売する場所	
上記Aに同じ		
販売者氏名 D	住所	連絡先
	販売する場所	
上記Aに同じ		

別添 1の4

商品概要書

記載例

申請者 住所
氏名

- 1 エコフィード利用畜産物の名称
ハム
- (1) 商品の原材料表示
豚肉、塩、コショウ、……
エコフィード利用畜産物 ○○%
- (2) 加工又は調理の方法
○○%の食塩水に漬漬後、○○℃○○分間殺菌し燻製

2 エコフィード利用畜産物を利用した商品

販売者氏名 A ○○コンビニ代表者	住所 販売する場所 ○○コンビニ(別紙登録店一覧)	連絡先
販売する商品名 ○○豚焼肉弁当		
製造・調理の方法 ○○豚のバラをタレ漬後、焼肉にしてご飯のうえに載せたもの		
原材料表示の方法 弁当包装に内容表示。ごはん、焼肉、紅しょうが、たれ、コショウ、○○		
販売者氏名 B ○○精肉店	住所 販売する場所 ○○精肉店の店頭	連絡先
販売する商品名 ○○トンカツ		
製造・調理の方法 ○○豚のロースを、トンカツに調理して販売		
原材料表示の方法 ○○豚肉、パン粉、液卵、コショウ、○○		
販売者氏名 C ○○レストラン	住所 販売する場所 ○○レストラン店内	連絡先
販売する商品名 ○○豚のハンバーグ		
製造・調理の方法 ○○豚肉をひき肉にし、牛ひき肉と混合し、パン粉とうで練りこみハンバーグを調理。フライパンで調理、味付けし店内で提供		
原材料表示の方法 店内の表示板及びメニュー表に表示		
販売者氏名 D	住所 販売する場所	連絡先

別添 1の5

生産から流通・販売の特定状況について

(1) 商品の流通経路図

(2) 生産から加工販売にかかる生産者、事業者等氏名名称住所連絡先

(3) 流通にかかる契約等の締結状況(リサイクルループ、流通ルートにかかる覚書等の締結状況)又は流通ルート・区分の特定の方法

注1 生産から加工・販売にいたるまでの経路図

注2 複数となる場合には、別様として一覧表で添付

別添 1の5

記載例

生産から流通・販売の特定状況について

(1) 商品の流通経路図

別添1の5図(例)

(2) 生産から加工販売にかかる生産者、事業者等氏名名称住所連絡先

生産者	住所	氏名	飼養ロットの管理状況	連絡先
と畜場	住所	会社名 代表社名	ロット管理の状況	連絡先
食肉処理場等	住所	会社名 代表社名	処理ラインの分離状況	連絡先
流通業者	住所	氏名	搬送容器の分離状況	連絡先
食肉等加工業者	住所	会社名 代表社名	処理ラインの分離状況	連絡先
販売者	住所	氏名	他の商品との分離状況	連絡先
調理者(販売者)	住所	氏名		連絡先

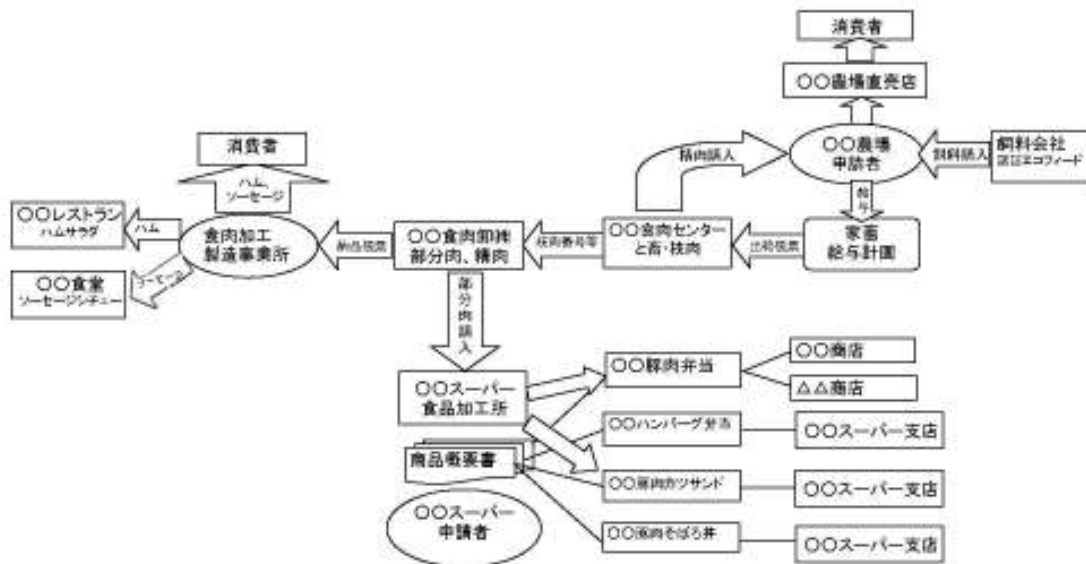
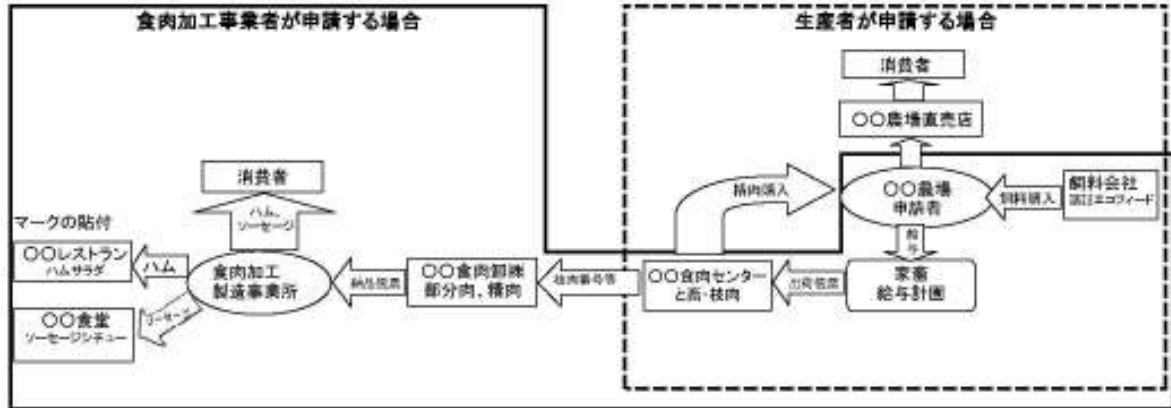
(3) 流通にかかる契約等の締結状況(リサイクルループ、流通ルートにかかる覚書等の締結状況)又は流通ルート・区分の特定の方法

契約書又は覚書等の写し

注1 生産から加工・販売にいたるまでの経路図

注2 複数となる場合には、別様として一覧表で添付

別添 1の5の図(例)



VI Q & A

認証の対象

Q 1 エコフィード利用畜産物の認証を受けるメリットは何ですか。

A 1 エコフィード利用畜産物認証制度は、消費者の方々に環境に優しい資源循環型畜産の取り組みから生産された畜産物であることを広く理解して頂くことを目的としております。食料生産や食生活の中から発生する余剰食品や規格外品等についてエコフィードを介して畜産物生産に結びつけ、エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資するものです。認証エコフィードを給与して生産された畜産物やその加工食品を「エコフィード利用畜産物」として認証し、「エコフィード」の商標と認証マークを表示することで、

- ① 消費者の認知度が高まり、生産者や流通業者など関係業者の環境や資源循環等に対する姿勢や考えをアピールでき、商品の特徴づけに役立ちます。さらには、エコフィード利用畜産物のブランド化への可能性が広がります。
- ② 消費者の理解が広がれば、畜産物の製造、流通、販売、消費の各段階の関係者がエコフィード利用畜産物をより一層、製造、流通、販売するようになり、エコフィードのさらなる利用普及につながります。
- ③ エコフィードの原料の供給元である食品関連産業のより一層の理解や協力が得られるようになり、エコフィードの製造・販売業者だけでなく、エコフィード利用畜産物の生産・製造や流通・販売に携わる者全体のイメージアップにつながる。
等のメリットが期待できます。

Q 2 本制度と生産情報公表 J A S 制度との共通点や相違点を教えてください。

A

1. 本制度は、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品について、一定の基準を満たしたものを認証機関が「エコフィード利用畜産物」として認証し、認証されたものに認証マークを貼付し、その製造、流通、販売、消費をより進展させようとするものです。他方、生産情報公表 J A S 制度は、消費者が生産履歴の明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうかを認証機関が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるものです。
2. 共通点
 - ① 食品のトレサビリティーにより、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みをとっています。
 - ② 法令による義務付けの制度ではなく、生産者、事業者が自主的に行う任意の制度です。（認証主体は民間の認証機関）

3. 相違点

- ① 制度目的については、本制度ではエコフィードの安全かつ安定的な利活用と資源循環型社会の構築であるのに対し、生産情報公表 J A S 制度では消費者が生産履歴の明らかな食品を安心して購入できるようにすることです。
- ② 認証の対象については、本制度ではエコフィード利用畜産物であるのに対し、生産情報公表 J A S 制度では、食品の種類ごとの生産者等です。
- ③ 認証の広がり又は範囲については、生産情報公表 J A S 制度では生産から最終販売まで連続していないと認証されないのに対し、本制度ではその一部分（ただし、当該一部分の中では連続していることが必要です）でも認証されます。
- ④ 認証方法については、生産情報公表 J A S 制度では、生産者等による自主検査、認証機関による現地調査を行う等により確認することとされているのに対し、本制度では、主に書類審査により確認する等により簡便かつ低廉な方法をとっています。

Q 3 羊の肉やうずらの卵は認証の対象になりますか。

A 3 認証の対象となるのは、認証エコフィードを給与した家畜が生産した畜産物やその加工食品としており、家畜の範囲は特に限定していません。したがって、認証エコフィードを給与した羊から得られた羊肉や、うずらが生産した卵も認証の対象になります。

Q 4 牛乳、乳製品の認証は受けられるのですか。

A 4 生乳は一般的に指定生産者団体による一元集荷となっており、原則として酪農家ごとに分離して集乳していません。集乳車が、認証エコフィードを給与した牛から得られた生乳だけを集乳し、一般の生乳ラインと分離して製造又は加工した場合には、認証の対象となります。

Q 5 家畜から得られた畜産物には、毛や皮も含まれるのですか。

A 5 この認証制度は、食用に供される畜産物及びその加工品等の食品を認証するものであり、衣類等に加工されるものは対象となりません。ただし、鶏皮等で食用に利用されるものは、対象になります。

Q 6 エコフィード利用畜産物を製造等している者は、必ずエコフィード利用畜産物の認証を受けなければならないのですか。

A 6 本認証制度は、エコフィードの利用を促進するため認証を取った利用畜産物及び利用商品には、エコフィードの商標及びマークを商品等に貼付することを認める任意のもので、貼付を希望しない者は、認証をとる必要はありません。

Q 7 エコフィードを給与したハマチ等の魚類は認証の対象となりますか。

A 7 エコフィード認証を受けた飼料の中には養魚用に仕向けられたものもありますが、本制度における認証の対象は、家畜から得られた畜産物とされていることから、ハマチ等の魚類は認証の対象とはなりません。

Q 8 ハンバーグ、ハム入りサラダ、ソーセージ入り弁当は認証対象となりますか。

A 8 本制度では、認証の対象は認証エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品とされています。これらの食品の中に認証エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物が含まれていれば「その加工食品」に該当し、認証の対象となります。

Q 9 認証申請する場合、商品の名称とはどのような記載をすればよいですか。

A 9 「商品の名称」でいう商品とは、認証の対象となるエコフィード利用畜産物（認証エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品）をさしますが、製造企業ごと、販売店ごとに多岐に亘る商品が開発され、また、商品のライフサイクルが短いことが想定されます。このため、具体的な商品名で申請すると、多数になるとともに短期間に多くの件数の申請が必要となることが想定されることから、商品群で申請することを可能としています。（詳細は、手引きの記載例をご覧ください。）

例えば、豚肉を使ったハンバーグ、肉ソボロ、焼肉弁当を製造し、認証申請する場合、豚肉弁当というような商品群で申請し、それぞれの販売場所、責任者を列記して申請することが可能としています。

Q 10 申請者が、エコフィード利用畜産物であるハムとそうでないハムの両方を製造している場合に、認証対象を「ハム」という商品群で申請してよいですか。

A 9 エコフィード利用畜産物であるハムとそうでないハムの両方を製造している場合でも、商品概要書等を見ることによりエコフィード利用畜産物であるハムを特定することができます。したがって、認証申請者が特定されたハムを製造している事実があれば、商品群としてのハムで申請して差し支えありません。

Q 11 認証申請者だけでなく「申請書に記載された生産から加工・販売に係る者」において「認証を受けたエコフィード利用畜産物を利用した商品」の容器等にエコフィードの商標や認証マークを貼付できることになるわけを教えてください。

A 11

1. 認証機関である中央畜産会は、認証申請者だけでなく「申請書に記載された生産

から加工・販売に係る者」において「認証を受けたエコフィード利用畜産物を利用した商品」の容器等にエコフィードの商標や認証マークを貼付できることを許諾する契約を申請者と締結できるとされています。(要綱第3の(1))。

2. この包括的な許諾契約の締結は、次の理由から肯定できるものです。

① 申請者がこれらの者のいわば代理人として、これらの者と認証機関との許諾契約を締結したものと見做せること。

② これらの者に係る「商品」がエコフィード利用畜産物を利用した商品であることから、許諾の趣旨にかなうこと。

3. 以上のことから、これらの者も、認証を受けたエコフィード利用畜産物を利用した商品の容器等にエコフィードの商標及び認証マークを貼付できることとなります。

Q12 「当該エコフィード利用畜産物を利用した商品」(要綱第3の(1)に規定)とは、どのようなものをいうのですか。また、この商品と認証を受けたエコフィード利用畜産物とは、どのような関係にあるのですか。

A12 当該エコフィード利用畜産物を利用した商品とは、認証を受けたエコフィード利用畜産物を原料の一部として製造したハム・ソーセージ、チーズ、弁当、シチュー等の食品で販売を目的とするものをいいます。エコフィード利用畜産物を販売する者等が申請者となりますが、それを利用する商品についても、販売者、商品名等を記載したものを付して一括して申請することが出来ます。

認証を受けた商品の容器等には、エコフィードの商標及び認証マークを貼付することが出来ます。

G13 認証を受けたエコフィード利用畜産物がハム又はソーセージである場合に、その原料である豚肉にエコフィードの商標及びマークを貼付することが出来ますか。

A13

本制度では、認証を受けたエコフィード利用畜産物とこの畜産物を利用した商品について、エコフィードの商標及び認証マークを貼付できるとされていますが、それ以外のもの(当該畜産物の原料も含まれます。)については貼付出来ません。したがって、当該畜産物がハム又はソーセージである場合に、原料である豚肉に商標及び認証マークを貼付することは出来ません。

なお、この場合には、豚肉を対象として改めて申請することが出来ます。

認証機関

Q14 エコフィード利用畜産物認証取得に関する相談窓口を教えてください。

A14 エコフィード利用畜産物認証取得に関する事項に関する相談は、本認証制度の事務局である（社）中央畜産会までお願いします。なお、相談される前に、本手引き（Q & A）及びエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱を十分にお読みいただくよう、お願いいたします。また、エコフィード認証機関である（社）日本科学飼料協会でもエコフィードの認証に係る質問には、お答えできますので、お問い合わせ下さい。

（社）中央畜産会（<http://jlia.lin.gr.jp/>）

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号

T E L 03-6206-0843 F A X 03-5289-0890

Eメール ecofeed@sec.lin.gr.jp

（社）日本科学飼料協会（<http://kashikyo.lin.gr.jp>）

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16

T E L 03-3297-5631 F A X 03-3297-5633

Eメール ecofeed@kashikyo.or.jp

Q15 エコフィード利用畜産物の認証はどこで行うのですか。

A15 エコフィード利用畜産物の認証は（社）中央畜産会が行い、同会に設置するエコフィード利用畜産物認証「運営委員会」において、申請書類に基づいて審査いたします。申請内容が適正と判断された場合には、中央畜産会は申請をした販売者等に認証書を交付するとともに、エコフィードの商標を利用すること及び容器等に認証マークを貼付することについて許諾契約を締結いたします。

Q16 認証に要する期間は、申請してからどのくらいですか。

A16 申請書を受理してから、認証書画が交付されるまでは、2ヶ月程度を予定しています。ただし、申請の内容や、販売商品の数等により多少遅延する場合がありますから、あらかじめご了承ください。

認証基準

Q17 エコフィードの給与量について基準を設けないのですか。

A17 エコフィードの原料としては様々な食品循環資源や未利用食品が使われています。このため、一口にエコフィードといっても、原料の内容によって、家畜に給与する飼料のほぼ全量を置き換えて利用できる製品や、ごく一部しか利用できない製品まで様々なものが生産されています。

また本制度は、エコフィードやエコフィード利用畜産物等の利用普及を目的として

いることからして、これらエコフィード利用畜産物等を限定することは得策ではありません。これらのことから、給与量に関する基準を設けなかったものです。

Q 18 エコフィード利用畜産物である加工食品やこれらを利用した商品に含まれるエコフィード利用畜産物の使用割合に関する認証基準を設けないのですか。

A 18 これらの加工食品や商品には、現状においても様々なものが存在し、また、今後も様々なものが出てくるのが想定されます。また、本制度が、エコフィードやエコフィード利用畜産物等の利用普及を目的とすることからして、これらの加工食品や商品を限定することは得策ではありません。これらのことから、使用割合に関する認証基準を設けなかったものです。

Q 19 エコフィード利用畜産物が使用されていることをどうやって確認するのですか。

A 19 申請書に添付された商品の流通経路図、商品概要書、畜産物の購入伝票等からエコフィード利用畜産物が使用されていることを確認します。

Q 20 認証基準に関連して、ガイドラインの遵守、エコフィード給与の確認、エコフィード利用畜産物の製造・使用の確認は、それぞれ具体的にどのような方法で行われるのですか。

A 20 運営委員会における認証の審査は、申請書及び流通にかかる契約等の締結状況等の添付書類により、書類審査を行います。

ガイドラインの遵守、エコフィード給与の確認、エコフィード利用畜産物の製造・使用の確認については、認証期間の3年間に1回以上、2名による現地確認を行い、生産、製造、販売の状況を確認させていただきます。

申請の方法

Q 21 認証エコフィードを給与した豚肉を原料とするソーセージと当該ソーセージを使用したソーセージパンについて、どちらを認証申請したらいいですか。また、これら双方を認証申請した場合に、双方とも認証されますか。

A 21 ソーセージ又はソーセージを使用したソーセージパンに係る認証申請については、認証の対象が認証エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品であり、これらの食品のいずれもが認証対象に該当することから、いずれを認証申請しても問題がありません。

ただ、これらの食品の双方にエコフィードの商標やマークを貼付する場合には、ソーセージで認証申請の方が簡便です。ソーセージで認証を受けると、このソーセー

ジを使用したソーセージパンは、エコフィールド利用畜産物（ソーセージ）を利用した商品と位置づけられ、認証を受けることなく商標やマークを貼付することができるからです。ソーセージパンで認証申請した場合には、ソーセージについて改めて認証を受ける必要があります。

Q 22 コンビニストアが同一の利用畜産物を材料として「日替わり弁当シリーズ」と銘うって種々の弁当商品を販売する場合に、どのように申請すればよいですか。

A 22 同一の認証エコフィールド利用畜産物を材料として「日替わり弁当シリーズ」と銘うった弁当は、認証エコフィールド利用畜産物の加工食品であることから認証対象となります。

この弁当商品を認証申請する場合には、個々の商品ごとに認証申請するのではなく、商品群である「弁当」として認証申請する方が一回の手続きで済み、便利です。

Q 22 エコフィールド利用畜産物の認証取得後、どのような場合に変更申請する必要があるのですか。

A 22 エコフィールド利用畜産物認証申請書（別記様式1号）及びその添付資料の内容に変更が生じた場合は、すべて「エコフィールド利用畜産物認証変更申請書」（別記様式3号）を提出する必要があります。

Q 23 「申請書に記載された生産から加工・販売に係る者」が許諾契約に違反する等の行為をした場合に、認証をうけた者も、認証の取り消し等の責任を負うのですか。

A 23 申請者は認証機関との間で、申請者だけでなく「申請書に記載された生産から加工・販売に係る者」の分まで包括的に許諾契約を締結することができます。

しかしながら、これは契約手続きを簡便化したものであり、包括的な契約締結の結果、個別のこれらの者と認証機関との許諾契約を複数締結されたと見做せることとなります。これら個別の許諾契約は、認証機関と個別の者との相対のものでありますから、当該者が関係法令に違反する等の行為をした場合に、責任を負う者は当該者のみであり、認証を受けた者は責任を負いません。

Q 24 認証を受けた者がその認証を取り消された場合に、申請書に記載された生産から加工に係る者は、エコフィールドの商標及び認証マークを貼付できますか。

A 24 認証機関である中央畜産会は、認証申請者との間で申請書に記載された生産から加工に係る者が商標及び認証マークを使用することを許諾する契約を結んでいます。また、申請者が認証を取り消された場合は、自動的に許諾契約も解除されることとなります。したがって、これらの申請書に記載された生産から加工・販売に係る者は、エ

エコフィードの商標及びマークは貼付できないこととなります。

Q 25 エコフィード利用畜産物やその加工食品を材料にして調理され、お客に出された料理について、外食産業者が認証申請できますか。

A 25 このような料理は、エコフィード利用畜産物の加工食品として位置づけられ、認証の対象となります。また、外食産業者は、この加工食品（料理）を販売する者として位置づけられます。以上のことから、この外食産業者は、この料理について認証申請できます。

商標及びマークの利用

Q 26 認証を受けたエコフィード利用畜産物には、商標や認証マークを貼付することは必須ですか。

A 26 申請者等は、認証を受けた場合に許諾契約を締結することになりますが、認証を受けたエコフィード利用畜産物を利用した商品の容器等に、エコフィードの商標及び認証マークを「表示できる」とされていることから、商標や認証マークを貼付することは必須ではありません。

Q 27 認証マークを、会社案内のホームページやパンフレットへの掲載や、名刺等に印刷して利用することはできますか。

A 27 認証マークは、認証を受けたエコフィード利用畜産物やこのエコフィード利用畜産物を製造、販売している者のホームページやパンフレット等への掲載や名刺等への印刷等により、その取組みをPRして頂くことは可能です。

Q 28 商標や認証マークの使用にあたり、別途使用料は徴収されますか。また、認証マーク使用上の注意点は何か。

A 28 マークの使用料は取りません。ただ、申請者は、申請者及び申請書に記載された生産から加工・販売にかかる者がマークを貼付できる許諾契約を認証機関と結ぶことが必要です。

認証マークの使用上の注意は「認証マーク使用マニュアル」をご覧ください。

Q 29 エコフィード利用畜産物製造・販売等状況報告書について、複数のエコフィード利用畜産物で認証を受けている場合は、エコフィード利用畜産物ごとに別々の用紙で報告する必要がありますか。それとも、1つの用紙に各エコフィード利用畜産物を列記して報告すればいいですか。

A 29 エコフィールド利用畜産物名を表にして、認証番号及び商品等の名称、製造・販売等状況を記載して、一括して報告して頂いて結構です。

Q 30 法令や要綱の定めに対する違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

A 30 認証販売者等が法令や要綱の定めに対して違反した場合には、認証機関（中央畜産会）は、認証を取り消すことができます。

なお、違反が軽微である等の場合には、認証機関では、必要な報告の徴求、立入調査の実施、改善計画の徴求を行うことにより、取消しをしないこともあります。

Q 31 これまでの「認証を受けたエコフィールド利用畜産物を利用した商品」とは別の「認証を受けたエコフィールド利用畜産物を利用した商品」に新たに商標や認証マークを貼付したいのですが、その手続きはどのようにすればいいのですか。

A 31 エコフィールド利用畜産物認証変更申請書に追加したい商品の商品概要書を添付して、変更申請をしてください。

Q 32 認証を受けた製造業者は、商標・マークを貼付しているが、卸売業者がこれらを貼付しないときに、小売業者はこれらを貼付できますか。

A 32 認証申請者である製造時業者がエコフィールド利用畜産物の認証を受けた場合には、認証を受けた者だけでなく当該エコフィールド利用畜産物の販売、流通等に携わる者も商標やマークを貼付する許諾契約を認証機関との間に締結したものとみなされることとなります。その場合に、許諾契約はそれぞれの者と相対で締結したものとされ、かつ、それぞれの者が実際に商標やマーク貼付するか否かは任意であるから、卸売り業者がこれらを貼付しない場合でも、小売業者はこれらを貼付することができます。

Ⅶ エコフィードの商標及び認証マーク利用に関する許諾契約書

エコフィードの商標及び認証マーク利用に関する許諾契約書

公益社団法人中央畜産会（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、甲所定の「エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱」の定めるところにより、乙の申込みを受けて甲が認証したエコフィード利用畜産物（以下、「認証エコフィード利用畜産物」という。）に係るエコフィードの商標（以下、「商標」という。）及びエコフィード認証マーク（以下、「認証マーク」という。）の使用に関して、以下のとおり使用許諾契約（以下、「契約」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本契約は、乙が認証エコフィード利用畜産物に商標及び認証マークを使用することにより、畜産物の生産、加工、流通等に関わる事業者及び消費者のエコフィード利用推進の取組みに対する社会の認識を深め、エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資することを目的にする。

（エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱の遵守）

第2条 乙は、本契約の各条項のほか、エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱等にしたがって、商標及び認証マークを使用しなければならない。

2 乙は、乙が食品製造業者である場合に、製造した認証エコフィード利用畜産物の販売を委託する会社等においてもエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱等が遵守されるよう配慮しなければならない。

3 乙は、エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱等が、甲において定める手続きに従って改廃される場合は、これら改定後の規程等に従わなければならない。

（本契約に係る認証エコフィード利用畜産物）

第3条 本契約の対象とする利用畜産物は、次の各号に掲げるものとする。

エコフィード利用畜産物認証番号	認証エコフィード利用畜産物の名称

（商標及び利用マーク使用の許諾）

第4条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、当該認証エコフィード利用畜産物について商標及び認証マークの使用を許諾する。

2 乙が認証エコフィード利用畜産物に係る認証申請の内容を変更する場合、乙はエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱等の定めに従い、必要な手続きをとらなければならない。

(商標及び認証マークの無断使用の禁止)

第5条 乙は、使用許諾を得た認証エコフィールド利用畜産物以外の食品に商標及び認証マークを使用してはならない。

(商標及び認証マークの使用停止)

第6条 乙は、使用許諾を得た認証エコフィールド利用畜産物が仕様変更等により認証基準を満足しなくなった場合は、直ちに商標及び認証マークの使用を停止しなければならない。

(使用契約期間)

第7条 本契約に基づく商標及び認証マークの使用契約期間は、本契約締結の日から起算して3年間とする。

2 乙は、前項の使用契約期間満了後は、商標及び認証マークの付いた当該認証エコフィールド利用畜産物を出荷してはならない。

ただし、使用契約期間満了時点の未出荷の在庫認証エコフィールド利用畜産物については、使用契約期間満了日より起算して2ヶ月以内に目張りシール等の貼付け、商標及び認証マーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対しその経過及び結果を書面により適時に報告するものとする。

(使用契約期間の更新)

第8条 乙は、甲に対し、前条に定める使用契約期間満了の日の3ヶ月前までに、乙はエコフィールド利用畜産物認証制度実施要綱等の定めに従い、必要な手続きをとらなければならない。

2 甲が前項の手続きを承認したときは、乙は、新たに契約を締結し、引き続き商標及び認証マークを使用することができる。ただし、甲は、合理的な理由なく本条に定める承諾を拒まないものとする。

(不当な表示等の制限)

第9条 乙は、商標及び認証マークの使用にあたり、本契約書、「認証マーク使用マニュアル」の規程を遵守しなければならない。

2 乙は、認証エコフィールド利用畜産物の販売委託会社等が不当又は不適當な表示等をする事のないよう配慮しなければならない。

(報告・立入り調査)

第10条 甲は、エコフィールド利用畜産物認証制度の適正な実施を図るため、商標及び認証マークの使用状況、認証エコフィールド利用畜産物の製造状況等について乙に報告を求め、報告内容に現地での確認が必要なものがある場合には乙に対し事前に通知の上、乙の本店、営業所及び工場等に立ち入りを含む調査をすることができる。

(第2条、第5条及び第6条違反の疑いのある場合の報告聴取・現地監査等)

第11条 甲は、乙が第2条、第5条及び第6条の規定に違反している疑いがあると認められるときは、乙に対し、必要な報告を求め、または自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、乙が第2条、第5条及び第6条の規定に違反していることが明らかになった場合には、甲は、乙に対し、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

3 第1項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(認証の取り消し等)

第12条 甲は、乙の製造する認証エコフィールド利用畜産物が認証基準を満足しないと認めるときは当該認証エコフィールド利用畜産物の認証を取り消すことができる。

2 甲は、乙が消費者等からの苦情・相談に対して適正に対処せず、甲の適正化指導に従わなかった場合には、当該認証エコフィールド利用畜産物の認証を取り消すことができる。

3 認証が取り消された場合は、乙は第7条に定める契約有効期間中であっても、直ちに商標及び認証マークの使用を取り止めなければならない。

(認証エコフィールド利用畜産物に関する責任)

第13条 乙は、認証エコフィールド利用畜産物の品質、安全性等について一切の責任を負う。

2 乙は、乙の責任と負担において認証エコフィールド利用畜産物により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をなさなければならない。

3 乙は、消費者等から認証エコフィールド利用畜産物につき苦情等がなされた場合には、乙の責任と負担において速やかに適切な改善等の措置を講じなければならない。

4 認証エコフィールド利用畜産物の品質上の欠陥もしくは本認証エコフィールド利用畜産物の販売方法等に起因して、甲が第三者より苦情を受けた場合は、すべて乙においてこれを処理解決し、甲に責を及ぼしてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約書に定める商標及び認証マーク使用权を第三者に譲渡、担保提供、転貸し及び再使用することを許諾してはならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第15条 乙が第2条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反状況の速やかな是正を求めることができる。

2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙が商標及び認証マークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め又は自ら公表することができる。

(無断使用の場合の公表)

第 16 条 乙が第 5 条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が商標及び認証マークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め又は自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の公表)

第 17 条 乙が第 6 条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が認証基準を満足しない認証エコフィールド利用畜産物に商標及びマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め又は自ら公表することができる。

(本契約書の解除)

第 18 条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙に対する何らかの通知・催告等を要することなく、直ちに本契約書を解除することができる。なお、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- ① 第 2 条、第 5 条及び第 6 条の規定に違反したとき
- ② 第 10 条及び第 11 条に定める報告を怠りまたは甲の調査若しくは現地調査を妨げたとき
- ③ 第 12 条の規定により、認証エコフィールド利用畜産物の認証が取り消されたとき
- ④ 甲の許諾なく商標及び認証マークと類似のマークを使用したとき、
- ⑤ 乙の甲に対するエコフィールド利用畜産物認証申請書の記載に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失う等商標及び認証マークの信用を傷つけたとき
- ⑦ 会社更生、破産、民事再生等の申請を受け又は自らその申立てをなしたとき
- ⑧ 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分又は差押等の強制執行を受けたとき
- ⑨ 食品安全法、その他関係法令に違反し又はこれらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
- ⑩ その他上記以外の本契約書の各条項のいずれかに違反したとき

(契約解除の場合の在庫処理)

第 19 条 本契約書が第 18 条の規定に基づく解除により終了した場合、または第 12 条の定めに基づき認証が取り消された場合、乙は、甲の指導に基づき、契約解除の日又は認証の取り消された日から 1 ヶ月以内に、未出荷の在庫品について、目張りシール等の貼付、商標及び認証マーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、か

つ、甲に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

(不正使用通報協力義務)

第 20 条 乙は、第三者が商標及び認証マークを不正に使用している事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(協議)

第 21 条 本契約上の疑義及び本契約書に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名または記名押印のうえ、甲・乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号
公益社団法人 中央畜産会
会 長 小 里 貞 利

乙